

府県を数地区に分割した区域)を単位とする病院群輪番制及び共同利用型病院方式からなり、平成16年度末までに、それぞれ411地区、11地区の整備を行った。

また、小児の初期救急医療及び第二次救急医療体制を支援する小児救急医療支援事業として、16年度末までに139地区の整備を行うとともに、小児救急医療支援事業の実施が困難な複数の二次医療圏から小児重症救急患者を受け入れる小児救急医療拠点病院について、16年度末までに21か所(46地区)の整備を行った。

(ウ) 第三次救急医療施設の整備

重傷及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤救急患者の救命医療を担当する24時間診療体制の救命救急センターについては、平成18年1月1日現在で、189か所の整備を行った。

また、救命救急センターのうち広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対応する高度救命救急センターについては、平成18年1月1日現在で、17か所の整備を行った。

イ 救急医療情報システムの整備

救急医療施設の応需体制を常時、的確に把握し、医療施設、消防本部等へ必要な情報の提供を行う救急医療情報センターについては、平成18年1月1日現在で、41か所の整備を行った。

ウ 救急医療設備の整備

交通事故の被害者救済の充実強化を図るため、全国の公的医療機関等の救急医療機器の整備に関し、

自動車損害賠償保障事業特別会計から補助を行っている。平成16年度は20施設に対し、4億9,900万円の補助金を交付した。

(2) 救急医療担当医師・看護師の養成等

救急医療を担当する人材を確保するため、救急医療を担当する医師及び看護師を対象に、救急医療に関する講習及び実習を関係団体に委託して実施した。

(3) ドクターヘリ事業の推進

緊急現場、搬送途上における医療の充実を図るため、早期治療の開始と迅速な搬送を行うドクターヘリ(医師が同乗する救急専用ヘリコプター)事業については、平成17年度末までに、9県10か所の救命救急センターにドクターヘリが配備された。

その運用に当たっては、ドクターヘリが安全に着陸できる区間・場所の情報の共有や「運用マニュアル」の作成、共通の周波数の無線機の整備等関係機関・団体が連携した取組を強化した。

4 救急関係機関の協力関係の確保等

救急業務の円滑な実施や救急隊員への教育訓練体制の整備等を図り、消防機関と医療機関の連携を強化するため、関係機関の恒常的な協議の場である協議会の設置を推進した。特に、都道府県単位、各地域単位におけるメディカルコントロール協議会の充実により、救急救命士を含む救急隊員の活動に必要な医師の指示・指導・助言体制の確立や臨床実習等の支援体制が確保されるよう努めた。

第7節 損害賠償の適正化と被害者対策の推進

1 自動車損害賠償保障制度の充実等

自動車損害賠償保障制度は、自動車の事故による損害賠償の基本保障を担保する強制保険である自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済(以下「自賠責保険」という。)、ひき逃げ及び無保険車による事故の被害者に対するてん補を行う政府の自動車損害賠償保障事業(以下「保障事業」という。)、保険料の運用益を活用した被害者救済対策事業及び交通事故防止対策事業(以下「被害者救済対

策等」という。)により交通事故被害者の保護に大きな役割を担っている。

自動車事故件数及び交通事故死傷者数は近年増加傾向にあり、平成12年度から16年度の自賠責保険の支払件数及び支払額は、それぞれ3.7%増加、1.0%減少している(第1-29表)。

(1) 自動車損害賠償責任保険(共済)の充実

これまで自賠責保険では、保険金支払適正化の観点から、国が保険会社等の保険責任の6割を再保険

第1 29表 自賠責保険・自賠責共済の保険金支払件数及び支払額の推移

年 度	死 亡		傷 害		後遺障害		合 計	
	件数	平均支払額	件数	平均支払額	件数	平均支払額	件数	総支払額
	件	千円	件	千円	件	千円	件	百万円
平成12年度	9,639	23,944	1,153,965	406	52,533	4,669	1,216,137	944,250
13	9,130	24,038	1,189,737	406	52,885	4,618	1,251,752	946,466
14	9,080	23,759	1,203,363	399	60,821	4,514	1,273,264	970,889
15	8,567	24,092	1,212,507	397	65,397	4,343	1,286,471	972,085
16	7,986	23,882	1,190,626	399	62,190	4,322	1,260,802	935,080

注 1 損害保険料率算出機構、全国共済農業協同組合連合会資料による。
 2 死亡欄の支払保険金・共済金は、死亡に至るまでの傷害を含む金額である。
 3 後遺障害の支払保険金・共済金は、後遺障害に至るまでの傷害を含む金額である。

していたが、規制緩和の観点から政府再保険を廃止し、一方で保険会社等による被害者等に対する情報提供措置の義務付け、紛争処理機関による新たな紛争処理の仕組みの整備など、被害者保護の充実を盛り込んだ自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平13法83。以下「改正自賠法」という。）が成立し、平成14年4月1日から施行された。

これにより、保険金の適正な支払の確保や、保険金支払をめぐる紛争処理の迅速かつ適正な解決による被害者保護の増進が図られることとなった。

さらに、自動車損害賠償保障法施行令等の一部を改正する政令（平13政419）により、平成14年4月からは介護を要する重度後遺障害者に対する保険金限度額を、常時介護を要する者について3,000万円から4,000万円に、随時介護を要する者については2,590万円から3,000万円に引き上げることとされた。

また、被害者保護の増進、自動車事故の発生の防止が安定的に行われるよう、改正自賠法による自動車事故対策計画に基づき、補助等を行っていくこととした。

（2）政府の自動車損害賠償保障事業の充実

自賠責保険による救済を受けられないひき逃げや無保険車による事故の被害者に対しては、政府の保障事業が被害者に損害のてん補を行い、その救済を図っている。

この保障事業は、自賠責保険料に組み込まれた賦課金等を財源としており、損害てん補の限度額は自賠責保険と同一である。平成16年度の保障事業によ

る保障金の支払額は、ひき逃げ4,004件及び無保険750件（計4,754件）に対し、約55億1,000万円（死亡126人、傷害4,628人に対してそれぞれ27億6,000万円及び27億5,000万円）である。

（3）無保険（無共済）車両対策の徹底

自賠責保険は自動車の保有者等が加入を義務付けられている強制保険であるが、特に車検制度がない原動機付自転車及び軽二輪自動車において、期限切れによる無保険車両が発生している。

このため、国土交通省において、都道府県ごとに無保険車指導員を配置し、街頭で無保険車両の保有者等へ指導を実施することにより、自賠責保険への加入の徹底を図った。

また、かけ忘れを防止するため、自賠責保険契約期限経過後、再契約の締結が確認できない原動機付自転車等の所有者に対し、再契約を促す通知書を発送した。

さらに、原動機付自転車等に係る自動車損害賠償責任保険の普及の促進に寄与するため、原動機付自転車等の自動車損害賠償責任保険を郵便局において受託して取り扱った。

（4）任意の自動車保険（自動車共済）の充実等

ア 任意の自動車保険

平成10年7月の保険料率の自由化後、人身傷害補償保険を始め多様な保険商品の開発・導入が進み、補償内容・損害時の対応・保険料水準等について、契約者が自身のニーズにあった保険商品を選択することが可能となっている。

対人賠償保険については、平成16年度に契約された契約金額別構成比が、2,000万円までのもの

第1 30表 自動車保険（任意）保険金支払死亡事故賠償額の推移

年 度	死 者 数	平均賠償額
	人	万円
平成12年度	4,064	3,703
13	3,611	3,673
14	3,848	3,679
15	3,792	3,619
16	3,628	3,688

注1 損害保険料率算出機構資料による。
 2 任意保険の保険金支払に関係のあったもののみである。したがって、自賠責保険金の支払のみで終わったものは含まれていない。

0.2%、2,000万円を超え5,000万円までのもの0.5%、5,000万円を超え1億円までのもの1.2%、1億円を超えるもの98.2%（うち無制限のもの98.2%）となっており、契約金額の高額化が進んでいる。

なお、平成16年度に自動車保険（任意）の保険金が支払われた死亡事故の賠償額は、平均3,688万円である（第1 30表）。

イ 任意の自動車共済

任意の自動車保険の他、農業協同組合法（昭22法132）に基づく農業協同組合、水産業協同組合法（昭23法242）に基づく漁業協同組合、消費生活協同組合法（昭23法200）に基づく生活協同組合、中小企業等協同組合法（昭24法181）に基づく中小企業共済協同組合、自動車共済協同組合、交通共済協同組合などで任意の自動車共済を実施している。

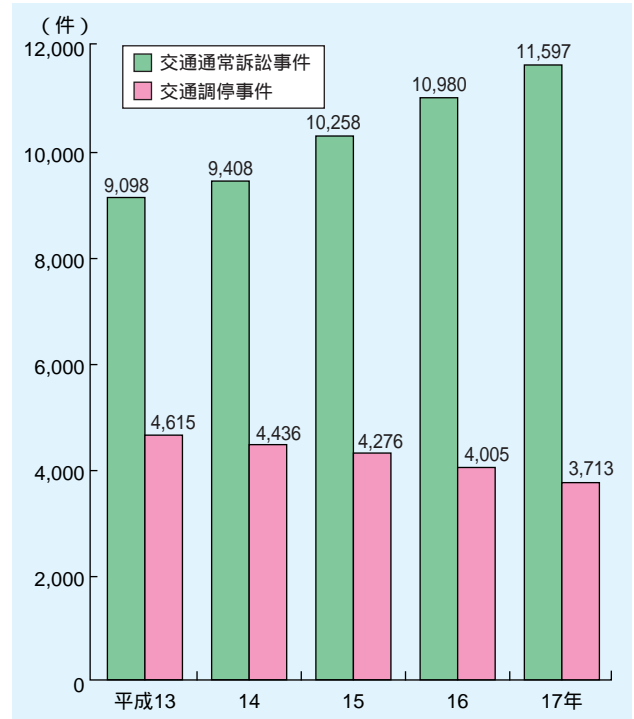
2 裁判手続における損害賠償の状況

(1) 概況

裁判所において損害賠償問題を解決するための主な手続として、訴訟及び調停がある。

平成13年から17年までに全国の地方裁判所及び簡易裁判所が受理した交通事故による損害賠償請求に関する第一審通常訴訟事件（以下「交通通常訴訟事件」という。）及び調停事件（物的損害のみの損害賠償に関する紛争を除く。以下「交通調停事件」という。）の事件数の推移を見ると、交通通常訴訟事件については増加傾向にあり、17年も前年より増加した（前年比5.6%増）。交通調停事件については減少傾向にあり、17年も前年より減少した（前年比

第1 38図 交通通常訴訟事件及び交通調停事件の新受事件数の累年比較（平成13年～平成17年）



注 1 最高裁判所資料による。
 2 平成17年の数値は、速報値である。
 3 受理件数は、地方裁判所及び簡易裁判所の新受事件数の合計であり、交通通常訴訟事件においては少額訴訟事件は含まない。

7.3%減) (第1 38図)。
 (2) 交通事故による損害賠償請求に関する事件の処理状況

平成16年中に終局した交通通常訴訟事件の平均審理期間は、地方裁判所が12.3月、簡易裁判所が4.2月である。期間別事件数の割合を見ると、地方裁判所では受理してから1年以内に終局した事件が64.1%、2年以内に終局した事件が92.0%であり、簡易裁判所では受理してから1年以内に終局した事件が97.7%、2年以内に終局した事件が99.9%と、いずれもほとんどの事件が2年以内に終局している。また、交通調停事件は、6月以内に終局した事件が80.3%、1年以内に終局した事件が93.4%である。

3 損害賠償の請求についての援助等

(1) 地方公共団体の設置する交通事故相談所の活動の強化

地方公共団体が設置する交通事故相談所における相談活動（平成16年度の都道府県・政令指定都市の

第1 31表 都道府県、政令指定都市の交通事故相談所の相談件数の推移

項 目	12 年 度	13 年 度	14 年 度	15 年 度	16 年 度
都 道 府 県	111,186	107,027	103,949	100,562	92,384
政 令 指 定 都 市	22,539	22,832	22,402	21,826	19,748
計	133,725	129,859	126,351	122,388	112,132

注 内閣府資料による。

第1 32表 交通事故関係相談件数の推移

項 目	平成12年	13年	14年	15年	16年
交 通 事 故 関 係 件 数 (件)	1,151	2,143	2,008	1,896	1,526

注 法務省資料による。

相談件数は11万2,132件)に対し、支援を行い、被害者に対する損害賠償の適正化を図った(第1 31表)。

このため、平成17年度は相談所の運営に必要な経費の一部を交付する交付金1億4,220万円を交付するとともに、交通事故相談活動が適時・適切になされるため、初任の相談員に対して、相談員として必要な知識等の習得を目的に「交通事故相談員中央研修会」を実施した。

さらに、相談員の、複雑・多様かつ専門化傾向にある相談内容へ対処するため、事故事例や判例等に関する事例研究会の開催及び情報誌の作成・配布を内容とした「交通事故相談員育成事業」を実施するとともに、相談員の資質等の向上を図るため、弁護士等を相談所へ派遣して、相談員が弁護士等のアドバイザーから直接、助言等を受けられる体制を整備し、複雑・多様化する相談に迅速・的確かつ適正に対処することを目的とした「交通事故相談員支援事業」を実施した。

(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化

ア 警察における交通相談の積極化

交通事故による被害者等の救済に寄与するため、全国の警察本部や警察署に交通相談を担当する係を置き、交通相談活動を行った。相談の内容は、示談の進め方、損害賠償請求手続等に関するものが多く、都道府県の交通事故相談所、交通安全活動推進センターの交通相談所等と連携を保ちながら交通事故当事者等からの相談に応じた。

イ 法務省における人権相談

法務省は、全国の法務局、地方法務局及びその支

局に開設している常設人権相談所並びに市(区)役所、町村役場、デパート、公民館、公会堂等で臨時に開設する特設人権相談所において、人権相談の一環として交通事故に関する相談に応じ、事件解決のための適切な助言や(財)法律扶助協会への紹介等を行った(第1 32表)。

ウ (財)法律扶助協会による民事法律扶助事業の推進

民事裁判等において必要な弁護士の報酬などの費用を支払うことができない資力に乏しい人々の正当な権利を守るため、その費用の立替えをするなどの援助を行う制度が民事法律扶助制度であり、(財)法律扶助協会が、国から交付される補助金等によって、民事法律扶助事業を実施した。平成16年度の交通事故関係の援助開始(扶助)決定件数は464件である(第1 33表)。

エ (財)日弁連交通事故相談センターによる交通事故相談活動の強化

(財)日弁連交通事故相談センターは、交通事故の損害賠償に関する無料法律相談等のほか、示談

第1 33表 民事法律扶助(交通事故関係)事件数の推移

年 度	援 助 開 始 (扶 助) 決 定 全 事 件 数 (A)	援 助 開 始 (扶 助) 決 定 交 通 事 故 関 係 事 件 数 (B)	比 率 (B) / (A)
	件	件	%
平成12年度	20,261	397	2.0
13	30,918	379	1.2
14	37,690	401	1.1
15	42,997	348	0.8
16	51,463	464	0.9

注 (財)法律扶助協会資料による。

あっせん業務を行った。

平成16年度の交通事故相談活動は、延べ7,956回相談所を開所し、延べ3万4,353件の相談に応じた（第1 34表）。

オ（財）交通事故紛争処理センターによる交通事故相談活動の強化

（財）交通事故紛争処理センターは交通事故に関する紛争について、公平・中立な立場から適正な処理を行うことを目的に、嘱託弁護士による無料法律相談及び和解の斡旋、紛争解決のための審査・裁定の業務を行った。

平成16年度は、東京本部のほか、札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡の各支部並びにさいたま市及び金沢市の各相談室で2万2,529件の相談に応じ、示談成立は5,820件、うち審査・裁定手続きを経て示談成立に至った事案は557件であった（第1 35表）。

4 交通事故被害者対策の充実強化

(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

ア 独立行政法人自動車事故対策機構

独立行政法人自動車事故対策機構は、被害者の救済を図るため、次に掲げる業務等を行った。

(ア) 介護料の支給

自動車事故により重度の後遺障害を負い常時又は随時介護を要する被害者に介護料の支給を行った。また、在宅介護者に対し短期入院費用を一部助成した。

(イ) 重度後遺障害者療護施設の運営等

重度後遺障害者に対し専門的な治療及び養護を行う療護センター（千葉、東北、岡山、中部）の運営を行うとともに、千葉療護センターの介護病床の整備を行った。また、中部療護センター、東北療護センターに加え、岡山療護センターにおいて短期入院の受入れを実施した。

(ウ) 貸付業務の実施

自動車事故により死亡した者の遺族又は重度の後遺障害が残った者の子弟である義務教育終了前の児童に対する生活資金の無利子貸付業務等の被害者に対する貸付業務を行った。

イ 交通遺児に対する援助

（財）交通遺児育成基金は、交通事故によって一家の働き手を失った交通遺児に対し、交通遺児家庭の生活基盤を安定させ、交通遺児の健やかな育成に資するため、交通遺児に支払われた損害賠償金等から拠出された資金に、国の補助金と民間の援助団体の援助金を加え運用し、これを遺児が満19歳に達するまで、年金方式で育成給付金を支給する交通遺児育成基金事業を実施した。

なお、平成16年度末現在における加入遺児総数は1,586人である。

ウ 交通安全活動推進センター

都道府県交通安全活動推進センターでは、職員のほか、弁護士、カウンセラー等を相談員として配置し、交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害の回復に関してだけでなく、交通事故による精神的被害の回復に関しても、交通事故被害者、遺族からの相談に応じ、適切な助言を行った。

第1 34表 (財) 日弁連交通事故相談センターの活動状況の推移

項目	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
相談所開設回数(回)	7,962	7,998	8,001	8,161	7,956
相談件数(件)	31,649	33,095	34,215	35,113	34,353
従事弁護士延べ人員(人)	8,741	8,774	8,845	8,827	8,793

注 国土交通省資料による。

第1 35表 (財) 交通事故紛争処理センターの活動状況の推移

(件)

項目	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
相談件数	18,123	19,044	21,863	23,281	22,529
示談成立件数	3,644	3,836	4,709	5,412	5,820
うち審査手続分	351	410	497	562	557

注 (財) 交通事故紛争処理センター資料による。

(2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

ア 交通事故被害者等に対する情報提供の実施

交通事故被害者等にとって、事故の捜査状況、加害者の処分状況等は自らの問題として重大な関心事であることから、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の被害者・遺族に対して、事故の概要、捜査状況等についての被害者連絡を適時、適切に実施するとともに、「交通事故被害者の手引」の配布や各種相談活動によって、被害者等にとって必要な情報の提供に努めている。さらに、加害者に対し意見の聴取等を行う期日、加害者に対する行政処分の結果について被害者等からの問い合わせがあった場合には適切に回答するなど、被害者等の心情に配慮した行政処分制度の運用に努めた。

検察庁では、被害者等に刑事事件の処理結果、公判期日等を通知する被害者等通知制度を実施しているほか、全国の地方検察庁においては、被害者支援員を配置し、被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内、付添い、各種手続の手助けをするほか、被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介す

るなどの支援活動を行うとともに、犯罪被害者保護制度について分かりやすく説明したパンフレットを検察庁等に備え付けるなどの支援業務を行った。

また、被害者等に対する不起訴事件記録の開示についても弾力的な運用を図った。

イ 交通事故被害者等の声を反映した講習等の推進

運転免許に関する各種講習において、被害者等の手記集やビデオを活用するほか、被害者等の講話を取り入れるなどにより、講習において被害者等の声を反映させ、交通事故の悲惨さを受講者に効果的に理解させる施策の推進を図った。また、被害者等の手記を取りまとめた資料等については、交通安全推進団体等にも配布し、交通事故の悲惨さの紹介に努めた。

ウ 交通事故被害者支援事業の実施

国民が互いに支え合う、安全で安心できる交通社会を形成することを目的として、自助グループの支援や海外の先進的組織への専門家の派遣を実施した。

第8節 科学技術の振興等

1 道路交通安全に関する研究開発の推進

(1) 内閣府本府の調査研究

国民の交通安全に対する理解を深めるとともに、今後の交通安全対策の重点化・効率化を図るため、交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査研究を実施した。

(2) 警察庁関係の研究

ア 高度道路交通システム（ITS）に関する研究開発の推進

(ア) 交通管理の最適化

交通流・量の積極的かつ総合的な管理を行い、交通の安全性・快適性の向上を図るため、環境に対応した信号制御手法、カーナビゲーション装置等への交通情報提供システム等の研究開発を推進した。

(イ) 信号制御の高度化

現行の信号制御方式に代わり、個々の信号機にお

いて、交差点に到達する交通流を予測して制御するプロファイル信号制御方式を導入するためのモデル事業による効果検証の実施に向けた検討を行うなど、信号制御の高度化に関する手法の研究開発を推進した。

(ウ) 安全運転の支援

交通管制システムのインフラ等を利用して、運転者に対し、周辺の交通状況等をカーナビゲーション装置を通し視覚・聴覚情報により提供することで危険要因に対する注意を促し、ゆとりを持った運転ができる運転環境を創り出すことにより、交通事故の低減を図る安全運転支援システム（DSSS）の研究開発を推進した。

また、路側の情報と車両内の情報の融合による「路車協調システム」としての安全運転支援の研究開発を推進した。